

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一婦人相談センターの項を次のように改める。

男女共同参画 推進センター 支所	保護した女性の支援に直接従事する職員	一
------------------------	--------------------	---

別表第一総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

総合リハビリ テーションセ ンター			
看護師長	一・五	医師、歯科医師、診療放射線技師 生活支援員、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士並びに外来業務及び医療相談業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師 体育指導員、歩行訓練士、社会復帰支援員、職業指導員、看護部副部長並びに外来業務又は医療相談業務に従事する看護師及び准看護師	二
	一		二・五

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。